

## 酒母の移出承認申請書の記載要領

- 1 この申請書は、法令解釈通達第2編第44条第2項関係の2《酒母等を移出等する場合の承認の取扱い》による、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内において、酒母を移出することにつき承認を受けようとする場合に提出してください。
- 2 「種別」欄には、酒母の種類、名称等を記載してください。
- 3 アルコール分は、度位未満第2位以下の端数を切り捨てて第1位まで記載してください。
- 4 法令解釈通達第2編第44条第2項関係の2《酒母等を移出等する場合の承認の取扱い》(1)による承認を受けようとする場合は、「移出しようとする範囲」欄に次のとおり記載してください。

「次の事項を遵守する範囲で酒母を移出します。

  - 1 移入者を十分管理監督することとし、移出した酒母について一切の責任を負います。
  - 2 移入者は、酒類製造者又は酒母等の製造者以外の者に販売しません。
  - 3 移入者は、酵母の種類ごとの受払事績(受払年月日、数量及び販売先)を明確に記帳し、毎月分の酵母の受払事績を、移出者に通知します。」
- 5 ※印欄は記載しないでください。
- 6 申請書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。